(介護予防)通所リハビリテーション

基準チェックシート

点検年月日	令和	年	月	日	
事業所名					
法人名					
点検者	・職名				•氏名
その他					

<用語の定義>

- ①法 ···介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)
- ②令・・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)
- ③通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)
- ④条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

	点検項目	点検事項	点	検結	果	-根拠法令	確認書類等
	T		適	不適	非談 当	A	
		指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとして行われているか。			/	・法第73条第1項	· 概況説明 · 定款、寄付行為等
第 1	基本方針	・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。				・条例第136条(令第 110条)	・運営規程・パンフレット等
		・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。					
		指定通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定通所 リハビリテーション従業者の員数は、次のとおりとなっているか。				・法第74条第1項 ・条例第137条第1項 (令第111条第1項)	
第 2 1	テーション事業所	指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数となっているか。 イ 専任の常勤医師が1人以上勤務していること。 ロ 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。 ハ 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。 また、指定通所リハビリテーション等を行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。				項第1号)	・職員に関する書類 ・職員勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤の員数 がわかる書類 ・利用者数がわかる書 類 ・職員履歴書 ・資格を確認する書類

		点検事項	点	検結	果	担加注今	確認書類等
		点快争块	適	不適	非該当	根拠法令	唯 心 古
第 2 1	(2) 理学療法士、 作業療法士若しく は言護職員士 看護職員 介護職員	次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数となっているか。 ① 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定予防通所リハビリテーションの利用者。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されているか。 又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供にあたる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されているか。				·条例第137条第1項 第2号(令第111条第1 項第2号)	・職員に関する書類 ・職員勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤の員数 が利用者数がわかる書 類職員履歴書 ・資格を確認する書類
		② ①に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されているか。 ※従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位まで。 ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。					・具官を確認する音块
	診療所	事業所が診療所である場合は、次のとおりとなっているか。 (1) 利用者の数が同時に10人を超える場合にあっては、1(1)のとおりとなっているか。				· 条例第137条第2項 (令第111条第2項)	・常勤、非常勤の員数が
2	(1) 医師	(2) 利用者の数が同時に10人以下の場合にあっては、専任の医師が1人勤務しており、利用者数は専任の医師1人に対し1日48人以内となっているか。				・通知第3の七の 1(2)の①	わかる書類 ・職員履歴書 ・資格を確認する書 類 ・利用者に関する書 類
	(2) 理学療法士、 作業療法士若しく は言語聴覚士又は 看護職員若しくは 介護職員	次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数となっているか。 ① 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されているか。 又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を10で除した数以上確保されているか。				・条例第137条第2項 (令第111条第2項) ・条例第137条第4項 (令第111条第4項) ・通知第3の七の 1(2)の②ト	

	点検項目	点検事項		点検結果		根拠法令	確認書類等
		点伙争块	適	不適	非該当	根拠法令	(唯心首
2	(2) 理学療法士、 作業療法士若しく は言語聴覚士又は 看護職員若しくは 介護職員	② ①に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で0.1以上確保されているか。 (指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準の人員に関する基準を満たすことにより、人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。) ※ 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める銃の認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーショント、運動器リハビリテーションに関する基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指導管理等及び単位数」に定める可当事法、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに1年以上従事した者であること。 ※従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位まで。ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。				・条例第137条第2項 (令第111条第2項) ・条例第137条第4項 (令第111条第4項) ・通知第3の七の 1(2)の②ト	

		点検事項	点	検結	果	根坝注合	確認書類等
			適	不適	非該当	根拠法令	世心 自 块 寸
		(1) 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しているか。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに併用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。				・法第74条第2項 ・条例第138条第1項 (令第112条第1項)	
		(2) 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えているか。 【設備については全て現場確認】					
第3	設備に関する基準	・食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。				& Files 1 20 & SE 21 TE	・平面図 ・運営規程 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届
		・指定通所介護の機能訓練室等と、介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行う ためのスペースが同一の部屋等の場合、スペースが明確に区分されているか。				7 · 条例第138条第2項 (令第112条第2項) · 条例第138条第3項 · (令第112条第3項)	
		また、それぞれの区分が設備基準を満たしているか。 (指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことにより、設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		・消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。					

		点検事項	点	検結	果	担加注今	確認書類等
	从快 切口	从 快争块	適	不適	非該当	根拠法令	(年) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
第 4		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。				·条例第146条(第9 条準用)(令第119条 (第8条準用))	
	運営に関する基準 内容及び手続の説	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。					・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書
1	明及び同意	・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。				・準用(通知第3の一	・ 同意に関する記録
		・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項:① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制				033(17)	
	提供拒否の禁止	指定通所リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではいないか。				・条例第146条(第10 条準用)(令第119条	・利用申込受付簿・要介護度の分布が わかる資料
2		特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 (提供を拒むことのできる正当な理由とは) ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。 条例第146条(第12条準用)(令第119条(第11条第1項準用))				(第9条準用)) ・準用(通知第3の一 の3(2))	
3	サービス提供困難 時の対応	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、 その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間 を確かめているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。				·条例第146条(第11 条準用)(令第119条 (第10条準用))	・利用申込受付簿・サービス提供依頼書

	点検項目	点検事項	点	検結	果	担加注今	確認書類等
	总快 填日	点快争块	適	不適	非該当	-根拠法令	唯
4	受給資格等の確認	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。				・条例第146条(第12 条準用)(令第119条 (第11条第1項準用))	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
4	文和貝竹寺の推応	(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するように努めているか。				・法第73条第2項	까까입니다, 첫 첫 Q iL IX
5	要介護認定の申請 に係る援助	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。				·条例第146条(第13 条第1項準用)(令第 119条(第12条第1項 準用))	・利用者に関する記 録
		(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。				·条例第146条(第13 条第2項準用)(令第 119条(第12条第2項 準用))	
6	心身の状況等の把 握	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。				·条例第146条(第14 条準用)(令第119条 (第13条準用))	・利用者に関する記録 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議の要 点

	点検項目	点検事項	点	検結	果	- 根拠法令	確認書類等
			適	不適	非該当	-根拠法令	唯心自然
		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。				·条例第146条(第69 条第1項準用)(令第 119条(第64条第1項 準用))	・情報提供に関する記録
7	店宅介護文援事業 者等との連携	(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主事の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。・サービスの提供の終了に当たって、主治医及び居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。				·条例第146条(第69 条第2項準用)(令第 119条(第64条第2項 準用))	・指導に関する記録
8	法定代理受領サー	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号イ又は口に該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。				・条例第146条(第16 条準用)(令第119条 (第15条準用))	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書 (1)(2)

	点検項目	点検事項	点	検結	果	坦坝 注今	確認書類等
		点快事 快	適	不適	非該当	根拠法令	唯心自然守
9	居宅サービス計画 に沿ったサービス の提供	指定通所リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に 沿った指定通所リハビリテーションの提供を行っているか。				·条例第146条(第17 条準用)(令第119条 (第16条準用))	 ・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・通所リハビリテーション計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
10	居宅サービス計画	指定通所リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。				・条例第146条(第18 条準用)(令第119条	・サービス計画表 ・サービス提供票 (変更の有無の確認)
10	等の変更の援助	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合に は支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。				(第17条準用))	業務マニュアル
11	サービスの提供の	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該 指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて法第41 条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項 を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。				・条例第146条(第20 条第1項準用)(令第 119条(第19条第1項 準用))	・サービス提供票、別表・業務日誌・診療:計算
	記録	(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。				・条例第146条(第20 条第2項準用)(令第 119条(第19条第2項 準用))	・具体的なサービスの内容等の記録

		点検事項	点	検結	果	相如注合	確認書類等
		点 伙 事 次	適	不適	非該当	- 根拠法令	唯心百块守
		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。				·条例第146条(第 103条第1項準用)(令 第119条(第96条第1 項準用))	
		(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、法定指定受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。				·条例第146条(第 103条第2項準用)(令 -第119条(第96条第2	
		{法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した場合}・10割相当額の支払いを受けているか。				項準用))	・サービス提供票、別表
12	利用料等の受領	(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ③ の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚労省告示第419号)の定めるところによる。 ④ おむつ代 ⑤ ①~④に揚げるもののほか、通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。 (⑤その他の日常生活費) ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用				・条例第146条(第 103条第3項準用)(令 第119条(第96条第3 項準用)) ・平成12年3月30日 企第54号	・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用、実施地域の確認) ・重要可可説明書 ・車両で開する記録 ・前のでは、 ・説明する記録・説明する記録・説明する記録・説明する記録・説明する記録・説明する記録・

		点検事項	点	検結	果	担加注今	確認書類等
		点快争块	適	不適	非該当	根拠法令	唯祕書與寺
		(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、上記(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。				·条例第146条(第 103条第5項準用)(令 第119条(第96条第5 項準用))	
		(5) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。				・法第41条第8項	・サービス提供票、別表・領収証控
12		(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所リハビリテーションに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。				施行規則第65条	・運営規程(利用料その他の費用、実施地域の確認) ・重要事項説明書・車両運行日誌 ・同意に関する記録・説明文書
		・領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ その他の費用(個別の費用ごとの区分)					
13	ための証明書の交	指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか				·条例第146条(第22 条準用)(令第119条 (第21条準用))	・サービス提供証明書(控) (介護給付費明細書 代用可)
14	指定通所リハビリ テーションの基本	(1) 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。			/	・条例第139条第1項 (令第113条第1項)	・居宅サービス計画 書・通所リハビリテーション
17	取扱方針	(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。				・条例第139条第2項 (令第113条第2項) ・法第73条第1項	計画書 ・評価を実施した記録

		点検事項	点	検結	果	担加注今	確認書類等
		点 伙 事快	適	不適	非該当	-根拠法令	唯 心音
		(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション 計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に 行っているか。				·条例第140条第1号 (令第114条第1号)	
		(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切 丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要 とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。				・条例第140条第2号 (令第114条第2号)	
		(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。				· 条例第140条第3号	
15	指定通所リハビリ テーションの具体	・特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができ る体制を整えているか。				(令第114条第3号)	・通所リハビリテーション 計画書 ・説明文書、記録 ・・リハビリテーション会議 の記録
		(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有するように努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。		_			
		(5) リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としているか。なお、リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではない。				·条例第140条第4号 (令第114条第4号)	
		(6) リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図っているか。					

	点検項目	点検事項	点	検結	果	坦如注合	確認書類等
	点快 块口	点快事 快	適	不適	非該当	根拠法令	唯心首权守
		(1) 医師等の従業者は、事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しているか。 ・医師等の従業者とは:医師、理学療法士、作業療法士、その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者				·条例第141条第1項 (令第115条第1項)	・通所リハビリテーション計画書・居宅サービス計画書・診療記録
		(2) 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅 サービス計画の内容に沿って作成しているか。			(令第115条第2項) ・通知第3の七の 3(1)の④	・条例第141条第2項 (令第115条第2項)	
16	リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、 いるか。 、 通所リハビリテー	・なお、通所リハビリテーション計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所 リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更して いるか。					
	ション計画の作成	(3) 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。				・条例第141条第3項 (令第115条第3項) ・通知第3の七の 3(1)の③	
		また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。					
		(4) 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。				· 条例第141条第4項 (令第115条第4項)	
		(5) 通所リハビリテーション従事者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。				・条例第141条第5項 (令第115条第5項)	

		点検事項	点	検結	果	担加注合	確認書類等
	从快 切口	点 快争块	適	不適	非該当	-根拠法令	(唯) 前 () 前
		(6) 指定通所リハビリテーション事業者が、訪問リハビリテーション計画作成基準(条例第86条第1項から第4項までに規定する運営基準)を満たすことをもって、上記(1)~(4)の通所リハビリテーション計画作成基準を満たしているものとみなされる場合は、次の要件を満たしているか。 ① 指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受けていること ② リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報をリハビリテーション会議の構成員と共有していること ③ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成していること				· 条例第141条第6項 (令第115条第6項)	・通所リハビリテーション
		・当該計画の作成に当たって、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定しているか。				・平11老企25第3の 七の3の(1)⑩、⑪	計画書・民宅サービス計画書・診療記録
16	通所リハビリテー ション計画の作成	・また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にしたうえで、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を一つの計画として分かりやすく記載するよう留意しているか。 なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、16の(5)に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えない。					
		(7) 指定通所リハビリテーションは事業所内でサービス提供することが原則となるが、例外的に事業所の屋外でサービス提供する場合において、次に掲げる条件を満たしているか。 ① あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること ② 効果的なリハビリテーションのサービスができること				・平11老企25第3の 七の3の(1)⑫	
		(8) 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求めること」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めているか。				・準用 同第3の一 の3(13)の⑥	・通所リハビリテーション 計画の提供記録

	点検項目	点検事項	•	検結		根拠法令	確認書類等
		点快争 块	適	不適	非該当	· 低拠运力	唯祕書與寺
17	利用者に関する市町村への通知	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。				·条例第146条(第27 条準用)(令第119条 (第26条準用))	・市町村に送付した 通知に係る記録
18	緊急時等の対応	通所リハビリテーション従業者は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。				・条例第146条(第28 条準用)(令第119条 (第27条準用))	・運営規程 ・連絡体制に関する書類
		・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。				/	
10	管理者の責務	(1) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから専任した者に、必要な管理の代行をさせても差し支えないが、この場合、組織図等により指揮命令系統を明確にしているか。				・条例第142条第1項 (令第116条第1項) ・通知第3の七の 3(2)	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書、業務日誌
19		(2) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は(1)の管理を代行する者は、指定医通所リハビリテーション事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。				・条例第142条第2項 (令第116条第2項)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
20	運営規程	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定通所リハビリテーションの利用定員 ⑤ 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 非常災害対策 ② 虐待の防止のための措置 ※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり) ① その他運営に関する重要事項				·条例第143条(令第 117条)	・運営規程 ・指定申請及び変更届 (写)
		・①~⑩の内容は適正か。					

	点検項目	点検事項	点	検結	果	根拠法会	確認書類等
		点快 事 块	適	不適	非該当	根拠法令	唯 心音
		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを 提供できるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。				·条例第146条(第 108条第1項準用)(令 第119条(第101条第1 項準用))	
		(2) 指定通所リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。				準用 (・通知第3の 六の3 (5)の①)	
		(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指通所リハビリテーション事業所の従事者によって指定通所リハビリテーションを提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。			108条第2項準用)(第119条(第101条9 項準用))	·条例第146条(第 108条第2項準用)(令 第119条(第101条第2	
21	勤務体制の確保等	・調理、洗濯、清掃業務委託を行っている場合、その内容は適切か。					
		(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。					
		・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。				・条例第146条(第 108条第3項準用)(令 第119条(第101条第3 項準用))	
		・全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり)					
		(5) 指定通所リハビリテーション事業者は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な単位を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じているか。				·条例第146条(第 108条第4項準用)(令 第119条(第101条第4 項準用))	

	点検項目	点検事項	点	検結	果	坦斯法会	確認書類等
	点快填 日	点快争 块	適	不適	非該当	根拠法令	唯 心音
	業務継続計画の策 定等 (令和6年3月31日	(1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。				・条例第146条(第32 3条の2準用)(令第	
22	までは、努力義務とする経過措置あり)	(2) 事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施しているか。				119条 (第30条の2準用))	
		(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。					
23	定員の遵守	指定通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を 行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)				・条例第146条(第 109条準用)(令第119 条(第102条準用))	・利用者に関する書 類 ・運営規程
24	非常災害対策	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所リハビリテーション事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所リハビリテーション事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。				・条例第146条(第 110条準用)(令第119 条(第103条準用)) ・準用(平11老企25 第3の六の3(6))	·消防計画 ·訓練記録
		(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。					

	点検項目	点検事項	点	検結	果	担切注合	確認書類等
	小伙块口	从快 事快	適	不適	非該当	-根拠法令	
		(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。					
		(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。				·条例第144条第2項 (令第118条第1項)	
25	衛生管理等	(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり)				·条例第144条第3項 (令第118条第2項)	・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等 ・食中毒防止等の研修記 録簿 ・保健所の指導等に関す る記録
26	掲示	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 (書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることも可。)				·条例第146条(第34 条準用)(令第119条 (第32条準用))	・掲示物

		点検事項	点	検結	果	根拠注合	確認書類等
			適	不適	非該当	-根拠法令	唯心自及守
	者又はその家族の秘密を・秘密保持のため必要なを行っているか)。 (2) 指定通所リハビリテあった者が、正当な理由	(1) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。				・条例第146条(第35 条第1項準用)(令第	
		・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等 を行っているか)。				/119条(第33条第1項 準用)	
27		(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。				·条例第146条(第35 条第2項準用)(令第 119条(第33条第2 項)) ·条例第146条(第35 条第3項準用)(令第 119条(第33条第3 項))	・就業時の取り決め等の 記録(秘密保持の誓約書 など) ・利用者及び家族の同意 書 ・実際に使用された文書 等(会議資料等)
		(3) 指定通所リハビリテーション業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。					
		・利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。					
		・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。					
28	居宅介護支援事業 者に対する利益供 与の禁止	指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。				・条例第146条(第37 条準用)(令第119条 (第35条準用))	

	点検項目	点検事項	点	検結	果	根拠法令	確認書類等
		W IV T. X	適	不適	非該当	根拠法令	T AV E JOHN T
		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。				·条例第146条(第38 条第1項準用)令第 119条(第36条第1項	
		具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。				準用)) ・準用(・通知第3の 一の3(23)の①	・重要事項説明書 ・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記 ・諸 ・記録
		・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。					
		(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。				·条例第146条(第38 条第2項準用(令第 119条(第36条第2項 準用))	
20	苦情処理	(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。				・準用(通知第3の一の3(23)の②) ・条例第146条(第38条第3項)(令第119条(第36条第3項準用))	
29	古情処理	(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。					
		また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。			/		
		(5) 指定通所リハビリテーション事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。				·条例第146条(第38 条第4項)(令第119条 (第36条第4項準用))	
		(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				·条例第146条(第38 条第5項)(令第119条 (第36条第5項準用))	
		(7) 指定通所リハビリテーション事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。				·条例第146条(第38 条第6項)(令第119条 (第36条第6項準用))	

	点検項目	点検事項	点	検結	果	根拠法令	確認書類等
			適	不適	非該当	ון אניאלון	唯心自及守
20	地域しの連携等	指定通所リハビリテーション事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び助言を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。				・条例第146条(第39 -条準用(令第119条	・苦情に関する記録
30	地域との連携等	指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。				(第36条の2準用))	
		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱 参照				·条例第146条(第40 条第1項)(令第119 条(第37条第1項準 用))	
31	事故発生時の対応	(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。				·条例第146条(第40 条第2項)(令第119 条(第37条第2項準 用))	事故対応マニュアル事故記録
		(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。				·条例第146条(第40 条第3項)(令第119 条(第37条第3項準 用))	
		(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。				・準用(・通知第3の 一の3(25)の③)	

	点検項目	点検事項	点	検結	果	根拠法令	確認書類等
	が大会口	が以ず久	適	不適	非該当	-根拠法令	性心自及于
	(1) 事業所における虐待防止のための対策を検えができるものとする。)を定期的に開催し、るか。 虚待の防止 (令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり) (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備とする経過措置あり)	事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ってい					
32		(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備しているか。				・条例第146条(第40 条の2)(令第119条 (第37条の2))	
		(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。				7	
		(4)(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。					
33	会計の区分	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。				・条例第146条(第41 条準用)(令第119条 (第38条準用))	•会計関係書類
		(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。				・平成13年3月28日 老振発第18号	

	点検項目	点検事項	点	検結	果	—根拠法令	確認書類等
		点快争块	適	不適	非該当	- 根拠法令	唯心首規守
		(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、条例第145条第2項((2)の①~⑤)に定めるほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。				・条例第145条第1項 (令第118条の2第1 項)	
34	記録の整備	(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 通所リハビリテーション計画 ② 条例第20条第2項(令第19条第2項)の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第27条(令第26条)の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④ 条例第38条第2項(令第36条第2項)の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第40条第2項(令第37条第2項)の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	0			・条例第145条第2項 (令第118条の2第2 項)	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・通所リハビリテーション計画書及び実施の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故記録 ・勤務表(実績含む)
		(3) (2)の①~⑥の書類について、以下の期間保存しているか。 ①(2)の①、②及び⑥については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日 ②(2)の③から⑤までについては、その完結の日から2年を経過した日まで				・条例第145条第3項	